

郡山市放課後児童クラブ 令和5年度入所のご案内 (10月～3月用)



申込 期間

利用開始したい月の前月 20 日まで

- ・定員に空きがある場合は年度途中からの入所が可能です。
- ・定員を超える申込みがあった児童クラブについては、原則として低学年を優先して入所を決定します。
- ・児童クラブによっては、今年度の入所学年に制限を設けています。最新情報は郡山市子育てサイト（郡山市ウェブサイト内）でお知らせしています。

申請 方法

オンライン申請 令和5年9月8日（金）より受付開始
郡山市子育てサイト（郡山市ウェブサイト内）又は QR コードより申請。



トップページ>
申請できる手続き一覧>
個人向け手続き>
【令和5年途中】
郡山市放課後児童クラブ
入所申請書



一覧から申請書を選択

【令和5年度途中】郡山市放課後児童クラブ
入所申請書
こども政策課

又はキーワード検索から申請書を選択

児童クラブ 検索

※利用には郡山市オンライン申請サービスへの登録が必要となります。（無料）

申請書を選択した際に、ログイン画面が表示されます。

※ **オンライン申請に必要な添付書類を用意してから申請してください。**添付書類は、P4「入所申込みについて」をご確認ください。

なお、勤務証明書などの所定の様式については、各児童クラブ又はこども政策課で配布していません。また、郡山市ウェブサイトからダウンロードもできます。

*オンライン申請ができない場合は、以下窓口で受付をしています。

市役所こども政策課 午前8時30分 ～ 午後5時15分（土・日・祝日を除く。）

各児童クラブ 午後2時00分 ～ 午後6時30分（日・祝日を除く。）

お問い合わせ先

郡山市こども政策課

放課後児童クラブ係<市役所西庁舎3階>

住所：〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号

電話：024-924-3801

※小学校ではなく、各児童クラブ（最終ページ参照）か担当課へお願いします。

♪ 放課後児童クラブについて

1 放課後児童クラブとは

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、放課後の時間帯において児童に適切な遊びや生活の場を提供して、子どもたちが遊びなどを通じて自主性、社会性や創造性を培い、基本的な生活習慣が身に付く支援を行うことで、児童の健全育成を図る施設のことです。

一日の流れ（モデルケース） 学校開校日 例（1年生の場合）

時間	放課後	13:30	14:00	15:00	16:00	17:00	17:30	18:30	
活動内容	開所	ただいま	宿題※	自由遊び	おやつ	自由遊び 外遊び	掃除	お迎え準備 お迎え	さようなら 閉所

※宿題の時間は設けていますが、学習指導は行っておりません。

2 入所要件

（児童）

- ・小学校1年生～6年生で集団生活ができること
- ・通学区域内に保護者等と同居していること
（特認校・隣接校・年度途中転居などで学区外を認められている場合を除く。）

※預け先があり、学区外通学を認められた方は、入所できません。

（保護者等）・以下のいずれかの要件に該当すること

要件		入所承認期間
就労	<u>週3日以上就労し、概ね15時以降まで勤務していること</u>	就労期間
疾病・障がい	保護者が疾病、障がい等により児童の監護ができないこと	児童の監護ができない期間
看護・介護	同居の親族を常時看護・介護していること	児童の監護ができない期間
就学	就学や職業訓練等のため、児童の監護ができないこと	就学、訓練等期間
出産	母親が出産前後で、児童の監護ができないこと	出産予定日の6週間前～出産後8週間まで

- ・保護者等とは児童と同居している父母、65歳未満の祖父母です。（R5.4月～R6.3月に65歳になる方を除く。）世帯分離をしても同一敷地に居住している場合は「同居」になります。
- ・育児休暇中や就職内定など、就労することが決まっている場合は入所申込みができます。
- ・求職中の申込みはできません。
- ・育児休暇中ではご利用できません。職場復帰後からのご利用となります。
- ・特定の曜日・期間のみの一時的利用はできません。（週1～2日の利用、1～2週間のみといった短期間の利用、長期休業期間中のみの利用等）
- ・入所後、保護者等の入所要件がなくなった場合（退職した、出産後8週間を経過したなど）は月末で退所となります。

3 開所時間・開所しない日

開所時間		開所しない日
授業のある日	放課後 ~ 午後 6 時 30 分	日曜・祝日 8月13日 ~ 8月16日 12月29日 ~ 翌年1月3日
土曜・長期休業期間	午前 7 時 30 分~午後 6 時 30 分	

- ・必ず開所時間内に保護者等、同居家族（18歳以上）もしくは代理人が児童を送迎してください。
- ・午後6時30分以降の延長利用はできません。
- ・代理人が児童を送迎する場合は、事前に代理人引受申請書を提出してください。

4 使用料（利用料金）

世帯の状況		使用料	保護者会費
一般		月額 4,800 円	各児童クラブの保護者会で決定した金額 (おやつ代等) おおよそ 1,000 円~3,000 円/月
入所 2 人目以降 (多子軽減)		月額 2,400 円	
免除 ★	就学援助・ひとり親※	月額 2,400 円	
	生活保護	月額 0 円	

※児童扶養手当受給

- ★免除を受けるためには届出が必要です。入所が決まってから届出してください。※4、5ページ参照
- ・保護者会費は免除の対象外です。

令和 5 年度から使用料（利用料金）の徴収方法が変わります。

- ・ご自宅に使用料の納付書を郵送します。
 - ・納付書にて取扱金融機関・コンビニエンスストア等で納期限までに納めてください。
 - ・納付は、便利な口座振替をご利用ください。(ウェブで手続きができます。)
- ※保護者会費は、各児童クラブで集金袋により徴収します。



5 入所期間

入所日から翌年 3 月 31 日まで

※翌年度以降も放課後児童クラブの利用を希望する場合は、改めて申込みが必要です。

6 入所の決定について

毎月 24 日頃結果を郵送します。

- ・入所決定した場合、事前に児童クラブにおいて入所説明を行います。
- ・入所時に傷害・賠償保険に加入します。(年額 500 円)
- ・定員を超える申込みがあったクラブについては、原則として低学年を優先して入所を決定します。

♪ 入所申込みについて

1 オンライン申請 郡山市オンライン申請サービスより申請

〈添付書類〉一部所定の様式があります。

(1) 児童の監護ができないことを証明する書類（次表に該当する書類）★全員添付

保護者等の状況	必要な書類
就労（産休、自営含む）	勤務証明書（所定の様式）（郡山市職員は「勤務申告書」）
就労（農業）	農業従事者申告書（所定の様式）
病気・障がい	医師の診断書、障害者手帳など健康状態を確認できる書類の写し
同居親族の看護・介護	看護・介護を受ける人の介護保険被保険者証、医師の診断書、身体障害者手帳、療育手帳などの写し
就学	在学証明書及び授業のカリキュラムの写し（就学期間・時間が確認できる書類）
出産	母子手帳の写し（保護者氏名・出産予定日が分かるページ）

- ・児童と同居している父母、65歳未満（R5.4月～R6.3月に65歳になる方を除く。）の祖父母のものが必要です。世帯分離をしても同一敷地に居住している場合は「同居」になります。
- ・勤務証明書は必ず勤務先が証明したものを提出してください。
- ・勤務証明書の代わりに内定通知・雇用契約書等（勤務日、勤務時間等が確認できるもの）の写しでも申込みができますが、就労開始後に改めて勤務証明書を提出してください。

(2) 学区外通学の場合、通学区域外就学許可証等の写し ★対象者のみ
（預け先がある学区外通学は、入所できません。）

2 オンライン申請ができない場合 所定の申請書による紙での申請

〈提出書類〉上記（1）（2）に加え、

- ・郡山市放課後児童クラブ入所申請書
- ・児童健康状態等調査票
- ・同意書

所定の様式については、各児童クラブ又はこども政策課で配布しています。
また、郡山市ウェブサイトからダウンロードもできます。

♪ 入所決定後の届出について

★使用料（利用料金）免除の届出について

使用料の免除を受ける場合には、児童クラブに入所が決まった後に届出が必要になります。

（※入所申込みの時点での提出は不要です。）

遑って免除は受けられませんので、忘れずに届出してください。

【受付開始日】

入所決定後から利用開始月の月末まで

【受付場所】

- ・各児童クラブ
午後2時00分～午後6時30分（日・祝日を除く。）
- ・こども政策課（市役所西庁舎3階）
午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く。）

入所申込みの時点では
提出不要です



【届出書類】

- ①放課後児童クラブ負担軽減届出書（入所決定通知書に同封）
- ②下表に該当する書類

該当要件	必要な書類
生活保護	生活保護受給証明書の写し
就学援助	就学援助の認定通知書の写し
ひとり親	児童扶養手当証書の写し

※就学援助など、申請はしているが認定通知書等が届いていない場合は、①の届出書のみ先に提出してください。
その後、認定通知書等が届きましたら、写しを提出してもらい、届出月に遡って免除該当となります。

♪ その他

★よくあるお問い合わせ★

- 65歳以上の祖母と同居しています。働いていますが、勤務証明書が必要ですか。
→勤務証明書は不要です。ただし、申込書の保護者・同居家族状況欄に勤務先を記入してください。
- 母が現時点で就労していませんが、これから働きたいと思っています。
→求職中は入所要件を満たしませんので、勤務先が決まり次第申込みをしてください。
- 児童クラブを預け先として、学区外の小学校に通わせることはできますか。
→児童クラブを預け先とした学区外通学はできません。
- 下の子の保育所も申込みます。保育所の選考結果次第では児童クラブを利用しないかもしれません。
→就労を開始(再開)しない場合は、児童クラブの入所申込みを取り下げてください。

★民間放課後児童クラブについて★



市内には、民間事業者（学校法人、特定非営利活動法人など）が運営する放課後児童クラブがあります。

民間放課後児童クラブの一覧については、郡山市ウェブサイトでご確認ください。



- 民間放課後児童クラブの詳細及び入所手続き等については、各クラブに直接お問合せください。

郡山市放課後児童クラブ一覧（令和5年度）

No.	児童クラブ名	定員	電話番号 (024)	No.	児童クラブ名	定員	電話番号 (024)
1	赤木小児童クラブ	40	932-0666	26	白岩小児童クラブ	20	956-8410
2	安子島小児童クラブ	30	984-1010	27	大成小児童クラブ	120	951-0730
3	安積第一小児童クラブ	100	947-4422	28	高倉小児童クラブ	20	958-5760
4	安積第二小児童クラブ	80	945-0382	29	高瀬小児童クラブ 第2：地区集会所	70	955-3001
5	安積第三小児童クラブ	90	945-2400	30	多田野小児童クラブ	40	957-2323
6	朝日が丘小児童クラブ	130	952-5191	31	橘小児童クラブ	40	925-2234
7	熱海小児童クラブ	30	984-3910	32	東芳小児童クラブ	40	944-2220
8	大島小児童クラブ 第2：民間施設	100	924-0123	33	富田小児童クラブ 第3：富田公民館町内分室	120	961-2290
9	大槻小児童クラブ	100	951-9903	34	富田西小児童クラブ	110	951-9911
10	小山田小児童クラブ	100	951-5684	35	富田東小児童クラブ 第4：富田東地域公民館	170	934-5015
11	開成小児童クラブ	100	932-2218	36	永盛小児童クラブ	80	945-1540
12	薫小児童クラブ	80	932-2500	37	西田学園児童クラブ 第2：西田ふれあいセンター	70	972-2750
13	片平小児童クラブ	40	951-1020	38	芳賀小児童クラブ	90	944-0599
14	喜久田小児童クラブ	80	959-5550	39	日和田小児童クラブ	140	958-1170
15	金透小児童クラブ	60	925-7641	40	芳山小児童クラブ	40	932-2341
16	桑野小児童クラブ	60	921-4491	41	穂積小児童クラブ	20	954-2400
17	小泉小児童クラブ	30	956-4300	42	御館小児童クラブ	30	973-3519
18	行健小児童クラブ	130	923-1180	43	緑ヶ丘第一小児童クラブ	40	942-5801
19	行健第二小児童クラブ 第2：富久山コミュニティ消防センター 第3：民間施設	130	922-2345	44	宮城小児童クラブ	30	942-3290
20	河内小児童クラブ (河内ふれあいセンター)	20	957-3596	45	御代田小児童クラブ	40	956-3520
21	行徳小児童クラブ	60	923-1007	46	三和小児童クラブ	30	954-2140
22	湖南小児童クラブ	40	982-3999	47	明健小児童クラブ	80	935-2770
23	小原田小児童クラブ	60	944-6388	48	桃見台小児童クラブ	100	932-7500
24	桜小児童クラブ	100	932-5466	49	守山小児童クラブ	60	955-5288
25	柴宮小児童クラブ	160	946-8989	50	谷田川小児童クラブ (田村公民館谷田川分館)	20	955-3150

※特記のない児童クラブは小学校敷地内に設置されています。

※複数の児童クラブが設置されている場合には、入所決定後に児童の割振りを行います。